

令和8年度 アフタースクール志知 (島・色チーム)利用者募集について

【アフタースクールって何?】

南あわじ市では『学ぶ楽しさ日本一』を目指して、放課後事業(アフタースクール・学童保育・放課後子ども教室)に力を入れています。

平成31年4月からアフタースクール事業を展開し、放課後の時間に地域の方(まちの先生)が講師となり、多種多様なプログラムを行うことで、体験を通じて子どもたちの自主性、積極性、コミュニケーション力などを育むことを目的とし、実施しています。

※これまでご利用いただいた「放課後子ども教室」は、令和8年度1学期で終了となります。
令和8年9月1日より志知放課後子ども教室は、アフタースクール志知になります。

【アフタースクールと放課後子ども教室のちがい】

- ・体験プログラム：専門講師やまちの先生など地域の方に協力をいただき、様々なプログラムを提供します。
- ・開催日：月～金曜日（授業終了後～18:00、長期休暇中：8:00～18:00）※長期休暇時は土曜日開設。
- ・利用料：月額5,000円、8月のみ7,000円 ※減免申請あり（生活保護世帯・就学援助世帯）
- ・授業終了後、アフタースクールへ入室し、文化・スポーツ等の様々なプログラム、自主学習（宿題）、読書、自由遊び等を子どもたちが自ら選択して過ごします。
(※宿題は選択肢のうちの一つであり、児童が選択して行うため、児童の意見を尊重して宿題をしない日もありますが、ご了承ください。なお、学校や塾のような学習指導は行いません。)

【対象児童（利用可能なご家庭）】

小学校1年生から6年生までの志知小学校の児童

【アフタースクール利用について】

島チーム・色チームの2チームに分かれます。（※参加中の内容については両チーム共通です。）

島チーム：学童保育〔放課後児童クラブ〕対象者（申請時に各種証明が必要となります。）

色チーム：対象校区において利用登録のある児童（島チーム〔学童保育対象者〕以外の児童）

【開設場所・定員・対象小学校】

アフタースクール名	開設場所	定員	対象小学校
アフタースクール志知	志知小学校	40名	志知小学校

【申込スケジュール】

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	翌1月	翌2月	翌3月
				春休み	通常授業		夏休み	通常授業					冬休み	通常授業	春休み
放課後 子ども教室	申込①	申込み	調整 決定	志知放課後子ども教室											
	申込②	申込み	審査 決定	湊アフタースクール (タクシー送迎)											
アフタ ー スクール	申込③				申込み	審査 決定	湊アフター								
	申込④		アフター 概要説明		申込み	審査 決定	利用 説明会	アフタースクール志知（志知放課後子ども教室）							

【アフタースクール志知説明会】

令和8年2月4日（水）授業参観終了後

場所：志知小学校内

令和8年2月13日（金）新1年生入学説明会終了後 場所：志知小学校内

I. 利用申請に必要な書類

～放課後子ども教室～

申込①…………… 申込書1枚（1名につき1枚）

～アフタースクール漆・志知～

申込②③④……………【1】アフタースクール利用申請書（児童1人につき1枚）

【2】家庭調査票（児童3人まで記入可）

【3】その他証明（島チームに限り必要）

※同一地番内で、敷地内のすべての大人の方について、証明書のご提出をお願いします。別添の申請フローチャートを見ながら必要な証明書をご用意ください。

※各種用紙は、スポーツ青少年課窓口またはホームページよりダウンロードをお願いします。

◇注意事項◇

- ・受入時には島チーム[学童保育(放課後児童クラブ)]を優先します。
- ・障がいのある児童及び発達障がいの診断のある児童については、事前にスポーツ青少年課にご相談ください。
また、利用申請書の「児童の健康状態」欄に、障がいの程度や主な症状をご記入ください。
- ・受入れ可能な児童数を超えた場合、スムーズな受入を行えるように準備や調整をいたしますので、利用決定までに時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

2. 利用申請書類の配付場所

スポーツ青少年課（市役所第二別館2階/8:30～17:15 土・日・祝日を除く）またはホームページに
様式あり。

3. 利用申請書の受付

◆ 9月からの利用

受付期間 令和8年5月11日（月）～令和8年5月22日（金）

★新規利用児童…スポーツ青少年課 8:30～17:15（土・日・祝日を除く）

- ・利用申請後に利用を取り止める場合は、提出済みの申請書の取り下げをスポーツ青少年課へご連絡ください。
- ・利用申請書に記載された内容に変更（住所や連絡先の変更等）がある場合、申請書類の再提出が必要です。

◆ 上記以外の利用希望について

- ・年度途中の利用を希望される方は、入所を希望する月の1ヵ月前までにスポーツ青少年課にて申込みの手続きをお願いします。

※年度途中については、受け入れ可能な児童数の範囲内であれば利用できます。』

*申請用紙の配布及び申請書の提出先は、スポーツ青少年課となります。

4. 開設日・時間・帰宅時のお迎え

◆通常授業時：月～金、授業終了時から午後6時まで

*長期休暇中：月曜日～土曜日、午前8時から午後6時まで（冬休み）

（学校行事等で振替による平日の休校日の取り扱いは、長期休暇時と同様です。）

*長期休暇時については、利用児童が極端に少ない場合、他の拠点と合同開設となることがあります。
その場合は事前に案内します。

*長期休暇時・振替による平日の休校日は、お弁当を持参してください。

以下の場合、閉設となります。

◇土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日） ※長期休暇時は土曜日開設。

◇警報・学級閉鎖等で休校となった場合

*基本は、安全確保のため保護者のお迎えをお願いします。（事前に保護者との承諾を得ている場合を除く）なお、運営が安定してきた段階で、2年生以上の児童については、一人での帰宅を始める予定です。その際は別途、【誓約書による同意手続き】が必要となります。

*引き続き、可能な限り保護者によるお迎えを推奨いたします。

5. 利用料（月額）

対象月	利用料
4～7月、9～翌年3月	5,000円
8月	7,000円
休所月（一月単位で休む場合）※届出必要	3,000円

（1）納入方法…口座振替（下記の金融機関がご利用できます。）

淡路信用金庫、淡陽信用組合、みなと銀行、徳島大正銀行、あわじ島農業協同組合、近畿労働金庫、三井住友銀行、ゆうちょ銀行

（2）振替日…当月の25日

- ・金融機関が休業の場合は、翌営業日になります。
- ・振替できなかったときは、保護者へ納付書を送付しますので、市役所会計課窓口または前記金融機関窓口にお支払いください。

※三井住友銀行窓口で支払う場合、別途手数料が必要となります。

（3）利用料の減免について（年度ごとに申請必要）

以下に該当する世帯は、必要書類および『減免申請書』を提出することにより、利用料が減額または免除となります。

区分	減額または免除する額	必要書類
生活保護受給世帯	全額	保護決定通知書の写し
就学援助受給世帯	2分の1の額	就学援助決定通知書の写し

6. 利用決定

- ・利用決定については、書類のほか必要に応じて実態調査、面談を行ったうえで、利用の可否を決定します。
- ・可否については、「アフタースクール利用（許可・却下）決定通知書」にて郵送で通知します。

7. アフタースクール志向利用者説明会

令和8年8月中旬 19:00～20:00

参加できない方は、個別で利用の詳細について説明させていただきます。

アフタースクール他校区で実際に行っているプログラムの一例

瓦を使ったオカリナ 「音楽に触れて好きになる」 	ダンス 「しなやかに踊れるようになろう」 	将 棋 「積み重ねて強くなる！」 	ストリートサッカー 「運動が楽しく好きになる」 
--	---	--	--

南あわじ市教育委員会 スポーツ青少年課

〒656-0492 南あわじ市善光寺 22番地1（市役所第2別館2階）

TEL. 0799-43-5234 FAX : 0799-43-5334 Email : sports_s@city.minamiawaji.hyogo.jp

アフタースクール利用申請フローチャート

※アフタースクール利用申請については、下記のフローチャートを参考に関係書類をご提出ください。

